

## 上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

令和3年5月31日  
危機管理対策本部会議決定

### 1 学生・教職員の感染が確認された場合

#### (1) 危機管理対策本部長（学長）等への報告

総務課長は、執行部、保健管理センター所長、学生委員会委員長及び関係課長等に感染者発生を報告する。

学生支援課長は、当該学生に「登校停止」を指示するとともに、当該学生の指導教員に報告する。

特命課長（人事・労務担当）は、当該教職員に「就業禁止」を指示するとともに、当該教職員の所属長に報告する。

#### (2) 初動対応

危機管理対策本部長（学長）は、濃厚接触者の特定や行動履歴の確認等のため、原則として速やかに学生・教職員の学内への入構を禁止するとともに、学内外を問わず、大学の機能維持のために必要な最小限の業務を除く活動・業務を停止し、学生・教職員は自宅待機とする。

危機管理対策本部から、ポータルサイトにより感染者発生と当面の入構禁止について通知する。なお、入構禁止の日数は原則として感染者が確認された日及びその翌日の2日間とする。

#### (3) 保健所への相談

総務課長が窓口となり、上越保健所に感染拡大防止対策及び臨時休業の必要性を含む本学の対応について相談する。

#### (4) 行動履歴の確認

総務課長は、当該感染者が発症する2日前から行動履歴（授業、課外活動、アルバイト、会議等）の確認について、学生にあっては学生支援課長、教職員にあっては当該教職員の所属長に依頼し、保健所が行う濃厚接触者の特定等の調査に協力する。

#### (5) 感染拡大防止対策の決定

危機管理対策本部会議を開催し、感染者の発生を報告するとともに、保健所の見解や保健管理センター所長の助言等を踏まえ、以下の感染拡大防止対策を含む本学の対応について決定する。

- ① 大学の臨時休業と施設利用制限の実施
- ② オンライン授業と在宅勤務の実施
- ③ 学生の課外活動、研究活動及び出張・旅行等の制限
- ④ その他感染拡大防止対策

#### (6) 学生・教職員への通知

危機管理対策本部から、ポータルサイトにより危機管理対策本部会議で決定した本学の対応について通知する。

#### (7) 消毒作業

保健所の指示・指導のもと、消毒作業を行う。

#### (8) 文部科学省等への報告と公表等

- ① 感染者が確認された日に、文部科学省に感染者発生を報告する。
- ② 新潟県(上越保健所)からの情報提供に基づき、公式ホームページにより感染者の発生を公表する。
- ③ 施設利用制限を実施する場合は、公式ホームページにより、地域住民に周知する。

## 2 学生・教職員が濃厚接触者となった場合

### (1) 危機管理対策本部長（学長）等への報告

総務課長は、執行部、保健管理センター所長、学生委員会委員長及び関係課長等に濃厚接触者の発生を報告する。

### (2) 濃厚接触者の自宅待機と経過報告を指示

保健所の指示・指導に基づき、濃厚接触者に対して、感染者と接触した日から14日間の自宅待機（自宅学習、在宅勤務など）及び体調の経過報告を指示する。（単身用学生宿舎に入居している学生については、大学が用意した居室にて、自宅待機とする。）

学生支援課長は、当該学生に「自宅待機」を指示するとともに、指導教員に報告する。

特命課長（人事・労務担当）は、当該教職員に「自宅待機」を指示するとともに、所属長に報告する。

### (3) 業務の支援体制の整備

濃厚接触者が教職員の場合は、所属長は当該教職員が担当していた業務等の支援体制を速やかに整備する。

### (4) 自宅待機の解除

14日間の健康観察の結果、濃厚接触者の体調に問題がなければ、保健所の指示に基づき自宅待機を解除する。

### (5) 濃厚接触者が感染した場合

濃厚接触者が医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記1により対応する。

## 3 学生・教職員の同居者が濃厚接触者となった場合

### (1) 自宅待機の指示

学生支援課長は、当該学生に「自宅待機」及び同居する濃厚接触者のPCR検査結果の報告を指示するとともに、指導教員に報告する。

特命課長（人事・労務担当）は、当該職員に「自宅待機」及び同居する濃厚接触者のPCR検査結果の報告を指示するとともに、所属長に報告する。

### (2) 同居する濃厚接触者がPCR検査を受け「陰性」となった場合は、保健所に相談の上、自宅待機を解除する。

### (3) 同居する濃厚接触者がPCR検査を受け「陽性」となった場合は、保健所の指示に基づき、上記2により対応する。

## 4 学内に出入りした学外者に感染が確認された場合

### (1) 保健所の指示・指導のもと、学内で濃厚接触した者を把握する。

### (2) 濃厚接触者がいた場合は、保健所の指示・指導のもと、上記2により対応する。

### (3) 消毒作業

保健所の指示・指導のもと、消毒作業を行う。

## 5 その他

学生の修学及び教職員の職務上の取扱いの詳細については、別に定める。

## 学生又は教職員の感染が判明した場合のフロー

